

質問書

質問年月日	令和8年6月22日
質問 1	<p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、「プレゼンテーション当日の追加資料は受理しない」一方、「プレゼンテーションに必要な機器（プロジェクター、ケーブル、スクリーン）を八雲町で準備するが、その他の機器は提案者で準備すること」となっています。</p> <p>このことは、プレゼンテーションにおいては、『提案書等の提出書類を使用すること』と受け止めました。</p> <p>また、様式が任意となっている「1-2 業務提案書」、「1-3 追加提案書」、「1-4 業務工程表」については、『プレゼンテーション時にプロジェクターでスクリーンに投影することを意識したソフトで作成した様式で作成・提出して良い』と理解しました。</p> <p>以上の認識でよろしいでしょうか。</p>
回答 1	<p>お見込みのとおり、実施要項「8. 提案書等の提出」により提出期限までに提出された資料をプレゼンテーション時に投影することが可能です。</p>